



新潟市火災予防条例を改正 — 林野火災注意報・警報制度を創設 —

昨年2月、岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災は、広範囲の森林を焼失し、地域に深刻な被害をもたらしました。本年も全国でこのような災害が相次ぎ、危険は身近なものになっています。

林野火災の原因の大半は、「たき火や火入れなど人の行為」であり、少しの不注意が大規模な災害につながる可能性があることを踏まえ、林野火災予防対策を強化し、山林からの出火を防ぐため、新潟市火災予防条例を改正します。

1 改正の趣旨

市民の皆さまに予防意識を高めていただき、林野火災の発生を未然に防ぐため、より実効性のある対策を講じるものです。

2 改正のポイント

- ・新たに創設：『林野火災注意報』『林野火災警報』
- ・施行日：令和8年3月1日
- ・制限等の内容：主に山林におけるたき火、火入れなど林野火災の原因となりやすい行為

3 制度概要

・林野火災注意報

少雨や乾燥により火災が発生しやすい状態となり、林野火災の危険性が高まった場合に発令
屋外での火の使用を控えるよう努めること (罰則なし)

・林野火災警報

注意報の発令条件に加え、強風により、火災が発生した際に延焼拡大するおそれがある場合に発令
屋外での火の使用を制限 (違反者は罰則対象)

・対象行為

たき火、火入れなど林野火災の原因となりやすい行為（詳細は条例で規定）

4 林野火災防止に向けたお願い

今回の改正は、罰則による規制強化が目的ではありません。

林野火災注意報が発令された段階で、火災発生リスクを少しでも抑えるため、火の使用を控えていただくことが重要です。

市民の皆さまに広く周知し、「危険なときは気を付ける」意識を高めるために注意喚起を行うことが最大の目的です。安心・安全な暮らしを守るため本制度へのご理解・ご協力をお願いいたします。



改正イメージ、問合せ先は
裏面をご覧ください

新潟市火災予防条例の一部改正

令和8年3月1日 施行

	林野火災注意報	林野火災警報
内 容	発令対象区域で、屋外での火の使用の制限に 従うよう努める	発令対象区域で、屋外での火の使用を 制限(義務)
発令指標	以下のいずれかを満たす場合 ① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、 前30日間の合計降水量が30mm以下 ② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、 乾燥注意報が発表 ※上記指標に加え、当日の降水状況等を考慮し 発令の判断を行います。	左記の林野火災注意報の発令指標 + 強風注意報の発表
対象区域	森林法に基づく地域森林計画対象森林のうち、主に「山」の区域 (にいつ丘陵、角田山、多宝山、弥彦山)	
火の使用 制限内容	以下の内容に、 林野火災注意報時は従うように努め、林野火災警報時は従わなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 山林、原野等において火入れをしないこと ■ 花火を行わないこと ■ 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと ■ 屋外において、爆発しやすい物や落ち葉などの燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと ■ 屋外において、たばこの吸がらや灰を捨てる際は、火が確実に消えていることを確認し、処理すること ■ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと 	
罰 則	なし	30万円以下の罰金 又は 拘留 【消防法第44条第18号】

【問合せ先】

新潟市消防局予防課（貝瀬）

電話 025 - 288 - 3230 FAX 025 - 288 - 3215

E-mail yobo.fb@city.niigata.lg.jp